

阿賀野川水系流域委員会上流部会規約

第1条（名称）

本会は、「阿賀野川水系流域委員会上流部会」（以下「部会」という）と称する。

第2条（目的）

部会は、「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）」の計画対象区間上流部における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

2 部会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。

3 部会は、河川整備計画（阿賀川河川事務所管内）に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

部会は、阿賀野川水系流域委員会規約第3条第2項に基づき、国土交通省北陸地方整備局長（以下、「局長」という。）が設置する。

2 部会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。

3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（部会長等）

部会には部会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は部会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。

3 部会長に事故があるときは、部会長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（部会）

部会の招集は、局長より委任された阿賀川河川事務所長（以下、「事務所長」という。）が行うものとする。

2 部会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

4 部会は意見や審議結果について、阿賀野川水系流域委員会へ報告する。

第6条（情報公開）

部会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局阿賀川河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会上流部会委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
長林 久夫	日本大学 名誉教授	
朝岡 良浩	日本大学工学部 教授	
柴崎 恭秀	会津大学短期大学部産業情報学科 教授	
木谷 耕平	会津大学短期大学部産業情報学科 准教授	
石田 明夫	NPO 法人 会津阿賀川流域ネットワーク 理事長	
坂下 諭	福島県植物研究会	
満田 信也	(財) 日本野鳥の会 会津支部 幹事	
齋藤 昌廣	会津イトヨ研究会 会長	
松崎 佐吉	会津南部土地改良区連合 理事長	
林 誠二	国立環境研究所福島地域協働研究拠点 研究グループ長	

(順不同、敬称略)

阿賀野川水系流域委員会上流部会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会上流部会規約第6条に基づき、阿賀野川水系流域委員会上流部会（以下「部会」という）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

部会の開催については、記者発表を行うとともに、阿賀川河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

部会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公開する。

- 事務局は委員会が終了後速やかに議事概要を作成し、発信者に確認後ウェブサイトにて公開する。
なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会上流部会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会上流部会公開規定第3条に基づき、阿賀野川水系流域委員会上流部会（以下「部会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

第3条（部会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまきの類をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、通話の際には退室しなければならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第4条（退場等の措置）

部会長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第5条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。